

令和 7 年度 山形地方最低賃金審議会

第 4 回

山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金専門部会

期 日 令和 7 年 1 0 月 2 1 日 (火)

午後 1 時 3 0 分

場 所 山形労働局 大会議室

会 議 次 第

1 開会

2 議事

(1) 山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金の改正について

(2) その他

3 その他

4 閉会



令和7年10月21日

山形地方最低賃金審議会

会長 本間佳子 殿

山形地方最低賃金審議会

山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金専門部会

部会長 粕谷真生

山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年9月19日、山形地方最低賃金審議会において付託された山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は別紙2のとおりである。

山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

山形県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内でポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業（家庭用エレベータ製造業及び冷凍機・温湿調整装置製造業を除く。以下同じ。）、他に分類されないはん用機械・装置製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、化学機械・同装置製造業、真空装置・真空機器製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、他に分類されないはん用機械・装置製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、化学機械・同装置製造業又は真空装置・真空機器製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- （１）18 歳未満又は 65 歳以上の者
- （２）雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの
- （３）清掃、片付け、賄い又は手作業による包装の業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1, 0 7 0 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生日

令和 7 年 12 月 23 日

○公益委員 押 野 正 徳 粕 谷 真 生 丸 山 政 己

○労働者代表委員 鈴 木 和 幸 長 瀬 義 明 納 富 聡

○使用者代表委員 木 村 和 浩 丹 哲 人 仁 藤 友 貴



令和7年10月21日

山形労働局長
島田博和 殿

山形地方最低賃金審議会
会長 本間 佳子

山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されない
はん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最
低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和7年9月19日付け山形労発基 0919 第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

山形県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内でポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業（家庭用エレベータ製造業及び冷凍機・温湿調整装置製造業を除く。以下同じ。）、他に分類されないはん用機械・装置製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、化学機械・同装置製造業、真空装置・真空機器製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、他に分類されないはん用機械・装置製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、化学機械・同装置製造業又は真空装置・真空機器製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- （１）18歳未満又は65歳以上の者
- （２）雇入れ後6月未満の者であつて、技能習得中のもの
- （３）清掃、片付け、賄い又は手作業による包装の業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,070円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生日

令和7年12月23日